

平成29年度 第4回恵庭市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門部会 会議録

1. **開催日時** 平成29年12月20日（水） 15時00分～16時00分

2. **開催場所** 恵庭市役所 3階 301・302会議室

3. **出席者**

【出席委員】 西根委員、島田委員、中村委員、高畠委員、海老委員、
米地委員、村松委員、原田委員、関田委員・・・（計9名）

【欠席委員】 1名

【傍聴者】 1名

【報道関係】 1名

【事務局】 保健福祉部長、保健センター長、
介護福祉課長、介護福祉課主幹、保健課長、
介護福祉課：指導担当主査・スタッフ、高齢者相談担当主査
保 健 課：介護予防精神保健担当主査
（計9名）

4. **内 容**

（1）開会

（2）保健福祉部長 挨拶

（3）審議事項

■ 第7期恵庭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について

（4）報告事項

■ 地域包括支援センターの委託事業者の選定結果について

■ （仮称）恵庭市在宅医療・介護連携支援センター運営事業者の公募について

■ その他

【以下、審議事項の概要】

■ 第7期恵庭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について

各項目について説明。

○第一章 計画策定の趣旨

○第二章 高齢者の現状と将来推計

○第三章 高齢者保健福祉の目標設定

○第四章 施策体系別計画

○第五章 介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けて

○第六章 介護保険サービスの実績と見込み

○第七章 介護保険の費用の推計と保険料

【以下、報告事項3件の概要】

■ 地域包括支援センターの委託事業者の選定結果について

- ・「きた地域包括支援センター」を運営している法人より、次年度以降の運營業務受託の辞退について申し入れがあったため、新たに1ヶ所、恵庭市と委託契約を結び地域包括支援センターの設置運営を受託する法人を公募した。
- ・選定委員会を開催し、2法人より提出のあった応募書類の内容を、委員の書類審査、事業者プレゼン審査、ヒアリング審査による総合審査を実施した。
- ・選定の結果、「医療法人社団 慶心会」を委託事業者として選定した。

■ (仮称) 恵庭市在宅医療・介護連携支援センター運営事業者の公募について

- ・本市においても、2025年には高齢化率が30%に達する見込みであり、認知症高齢者や高齢者単身世帯が増加し、医療と介護の両方を必要とする人が増えることが予測される。
- ・このようなことから、要介護状態になってもできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるように、恵庭市と委託契約を結び、在宅医療・介護連携に関する相談支援を実施する「(仮称) 恵庭市在宅医療・介護連携支援センター」の設置運営を受託する法人を募集する。

■ その他

- ・保健課より、恵庭市保健センター及び夜間・休日急病診療所の移転について説明。
- ・恵庭市都市マスタープランに掲げるコンパクトな生活都市、公共施設マネジメントの観点から、公共の機能と民間の機能を有する「(仮称) 緑と語らいの広場複合施設」を整備することとした。その公共機能として、保健センターや夜間・休日急病診療所を移転する。

- ・移転スケジュールとして、今年度３月中旬～下旬に移転し、利用を開始する。
- ・夜間・休日急病診療所の移転による休診日は、恵庭医師会の協力のもと、二次救急医療機関にて対応する。

～【質疑・意見】～

【質疑・意見】

■ 第７期恵庭市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について

(委 員) 第六章 介護保険サービスの実績と見込み

- ・施設整備について質問。今回の素案にある、どのサービスをどのように増やしていくかについては、人口推計などからモデルが示されているのか。
- ・P 6 4 の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の平成 2 7・2 8 年の利用実績があるが、どのような内容なのか。

(事務局) ・施設整備の計画については、従来は高齢者数等の伸びなどをワークシートにより推計していたが、今回の第７期計画を策定するにあたっては、「見える化システム」というシステムを使用し推計を出している。

このシステムにより、グループホームであれば、現在の利用者数や高齢者数、整備数などを考慮し、向こう３年ないしは平成 3 7 年（2 0 2 5 年）に向けて、必要な施設数等を算出している。

- ・ご存知のとおり、当市には定期巡回・随時対応型訪問介護看護は現在整備されていない。この利用実績は、恵庭市の被保険者の方が他市町村の有料老人ホームやサ高住等の住所地特例施設に入所している方が利用したことにより、実績有りということになる。そのため生活実態については把握していない。

■ 地域包括支援センターの委託事業者の選定結果について

(委 員) 選定委員の選定方法と団体はどのように決めているのか。

(事務局) 選定委員については、当業務委託事業者選定委員会設置要綱に基づき選定している。なお、選定委員の推薦依頼機関は「恵庭市町内会連合会」「恵庭市民生委員児童委員連絡協議会」「恵庭市老人クラブ連合会」「恵庭市社会福祉協議会」となっている。

■（仮称）恵庭市在宅医療・介護連携支援センター運営事業者の公募について

（委員）選定委員の選定方法と団体はどのように決めているのか。

（委員）どのような機能を有するセンターになるのか。

（委員）センターを運営する者の資格等に規定はあるか。

（事務局）・当センターにおいても、選定委員会設置要綱に基づき、選定している。

選定委員の推薦依頼機関は、「恵庭市医師会」「恵庭市歯科医師会」「恵庭市介護支援専門員連絡協議会」「地域包括支援センター」「北海道医療ソーシャルワーカー協会」となっている。

・介護保険法には地域支援事業として、在宅医療・介護連携推進事業が位置づけられている。その中の項目として、地域の医療・介護の課題を把握するなどあるが、そのうちの一部を当センターにて担うこととする。

主に、市民の方からの相談を受けるというよりは、医療機関の医療相談室、ケアマネジャー、地域包括支援センターとの連携を図っていくような位置づけとなる。

・国において、センターに勤める職員の資格については特段規定していない。

恵庭市としては、地域の医療・介護のことをよく理解している保健師や看護師、社会福祉士が常駐するセンターを想定している。

■ その他

（事務局）P 6 4 の保険料について補足説明。

第6期の保険料と第7期保険料が同額の4, 800円と算出した。

今回、介護保険料を設定するにあたり、介護給付費準備基金（市町村が毎年
の決算によって生じた剰余金を積み立て、介護保険料の抑制に使用されるもの。また、介護給付費が予測より伸びた場合、基金を切り崩して赤字を埋める仕組み。）を北海道との協議により3分の2程度活用し、抑制にあてることとしている。

（5）閉会

（会長）他に意見等がないため、これにて閉会とする。

5. そ の 他

次回、専門部会の開催日程は平成30年2月14日（水）15時～ 予定。

以上